

令和5年度南陽市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務・サービス（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全組織を対象とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

この調達方針の対象施設等は、その所在地が山形県内にあり法第2条第4項で規定する別紙1に掲げる施設等とする。

4 調達対象物品等

本市が調達する物品等のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

区分	内容
物品	事務用品、飲食料品、小物雑貨、その他の物品
役務・サービス	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他軽作業等、車両整備、車検等

5 調達目標

令和5年度においては、前年度実績を目標として設定し、それを下回らないように努める。

6 調達の推進に関する具体的方策

障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を組織全体で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。また、庁舎内での展示販売、イベント等における販売スペースの確保等、施設等の物品の販売機会の確保に努める。

7 調達実績の公表

会計年度終了後、一般会計及び各特別会計の調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

調達方針の策定及び見直し、調達実績のとりまとめ及び周知に関する担当窓口は、福祉課障がい福祉係が行う。

調達の対象となる施設等

施設等の区分	説明
就労継続支援（A型、B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
小規模作業所	障害者基本法第2項第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
特例子会社	障害者の雇用の特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。